CCSBT–EC/2610/01

暫定議題

第 33 回みなみまぐろ保存委員会年次会合に付属する拡大委員会

2026 年 10 月 5-8 日

ベルギー、ブリュッセル

青色でハイライトした議題項目にかかる議論は、会合開会前に文書通信により開始される。

1. 開会
 - 1.1. 議題の採択
 - 1.2. オープニング・ステートメント

 オープニング・ステートメントは会合の公式記録の一部となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

 - 1.2.1. メンバー
 - 1.2.2. オブザーバー

2. 事務局関連事項
 - 2.1. 事務局からの報告

 事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

 - 2.2. 会合のライブ配信に関する付託事項

 CCSBT 32 においては、会合のライブ配信に対して全体的な支持があったものの、メンバーはアクセス、セキュリティ及びその他の運用上の課題に関して未解決の問題が残されていることに合意し、事務局に対し、休会期間中にライブ配信の利用に関する付託事項案を作成する任務が課された。事務局は、回章#2026/25 として付託事項案を提示した。現在、メンバーには、本年の会合におけるライブ配信技術の試行的利用の結果を踏まえて付託事項を最終化するよう要請されている。

 - 2.3. 新メンバー加盟料にかかるさらなる検討

 事務局長は、CCSBT 31 において新メンバーに対する一度限りの加盟料のコンセプト（CCSBT-EC/2410/06）を紹介し、CCSBT 32 による検討に向けた一事案を作成した。メンバーは、本件について休会期間中に検討すること、及び CCSBT 33 においてさらなる検討を行うことに合意した。

3. 財政及び運営

 事務局長が 2026 年改訂予算案及び 2027 年予算案（2028 年及び 2029 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

 - 3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告

 FAC 議長が、EC 会合の合間に開催される FAC 会合の報告書を発表する予定である。FAC は、EC が検討すべき勧告を行う可能性がある。

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

 各メンバーは、会合に先立ち、CCSBT 31 において採択された遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレートを使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォロー

アップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。またメンバーは、ステレオビデオ技術に関する CCSBT 32 の決定、並びに海鳥混獲緩和計画に関して追加される可能性がある事項に対応するための報告書テンプレートの改訂を検討することが求められている。

4.1. メンバーのプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において既に検討された問題については必ずしもここで議論する必要はない。

5. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、8 月に開催される ESC 会合の報告書を発表する。ESC は、科学調査計画（SRP）に基づく活動の結果のレビュー、最新の資源評価結果の提示、漁業指標の定期的評価の実施、2027-2029 年の TAC にかかる従前の勧告の確認、SBT 資源状況に関する助言（管理方式におけるメタルール及び例外的状況の評価を含む）の提供を行う予定である。

5.1. 2027 年管理方式レビューに関する管理助言

管理方式（MP）のメタルールによれば、MP のパフォーマンスは 6 年ごとにレビューされることが規定されており、次回のレビューは 2027 年に予定されている。本議題項目は、メンバーが当該レビューの付託事項をレビューするとともに、ESC に対する最終的な指示を行うための機会となる。

6. 遵守委員会からの報告

遵守委員会（CC）議長が EC の直前に開催された CC 会合の報告書について説明する。CC は、EC による検討のための勧告又は決議改正提案を行う可能性がある。

7. 2027-2029 年の総漁獲可能量及びその配分

CCSBT 32 は 2027 - 2029 年のクオータブロックに関する TAC に合意するとともにその国別配分量を決定する予定であったものの決定に至らず、CCSBT 33 に先送りされていたところである。

7.1. TAC に関する初期的な検討

2027－2029 年の TAC は、TAC の計算からその実施まで 1 年間のタイムラグを設けることができるよう、2025 年に設定することが予定されていたところである。管理方式の採択に関する決議に基づき、MP は全世界の総漁獲可能量を設定するための指針として利用されるものとされている。

本議題項目では、メンバーによる国別配分量に関する提案の検討に資するよう、勧告された TAC に関する情報を提供する。TAC 設定に関する正式な決定は議題項目 7.4 の下で行われる。

7.2. 調査死亡枠

EC は、CCSBT 32 において、2027 - 2029 年の TAC から RMA として各年 6 トンを引き続き控除することに合意した。この決定は必要が生じた場合にのみ再検討される。また、本議題項目では、メンバーに対し、2027 年の具体的な調査活動向けの RMA の配分に関して承認を求める機会を提供する。

7.3. 国別配分量に関するメンバーからの提案にかかる検討

CCSBT 32 以降、メンバーは、代替的な配分シナリオを検討するべく休会期間中に 2 回のオンラインワークショップで協議を行った。本議題項目は、現行 TAC ブロックが終了する前に本件について協議を行うための最後の機会となる。

7.4. TAC の設定及び配分

提案されている TAC 及び既存の配分取決めに対する変更の可能性に関する検討の結果を踏まえ、メンバーは、2027 - 2029 年の TAC 及びその配分について合意することが求められる。メンバーが TAC に合意し、かつ既存の国別配分量に関する取決めに変更がない場合、TAC は全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に従って配分されなければならない。

8. 戦略計画のモニタリング

本議題項目は、CCSBT 戦略計画に対する進捗状況をモニタリングするとともに、当該計画に関連する具体的な行動に関する報告を受けるための常設議題項目である。

8.1. 戦略計画の目標に対する進捗状況に関する報告

事務局は、CCSBT 30 において合意された CCSBT 戦略計画に対する進捗状況に着目した報告書を提出する予定である。当該報告書には、全ての関連する補助機関からのフィードバック及び評価結果が含まれる予定である。

8.2. パフォーマンス・レビューに関する付託事項

パフォーマンス・レビュー付託事項の一次案は 2026 年 6 月 2 日に回章 #2026/38 としてメンバーに送付された。事務局は、メンバーから受領したフィードバックをとりまとめ、メンバーに対し ToR の最終化を求める予定である。

8.3. キャパシティ・ビルディング作業計画に基づくニーズ評価及びイニシアティブの策定

EC は、CCSBT 31 において CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画に合意した。同作業計画に基づき、ESC 31 及び CC 21 はニーズ評価を実施した。事務局は、これらのニーズ評価の結果及びキャパシティ・ビルディング・イニシアチブの策定に向けた次のステップを総括した文書を提出する予定である。

9. 生態学的関連種（ERS）

9.1. ERS に関するメンバーのパフォーマンス

This agenda item is for questions, comments and follow-up discussion in relation to the Secretariat's report on Members' performance with respect to ERS. Discussion may not be necessary for issues that have been discussed in the preceding meeting of the Compliance Committee.
本議題項目は、ERS にかかるメンバーのパフォーマンスに関する事務局からの報告に対する質問、コメント及びフォローアップの議論を行うための議題項目である。直前の遵守委員会において検討された課題については必ずしもここで検討する必要はない。

9.2. Report from ERSWG 16　ERSWG 16 からの報告

ERSWG 16, was held from 3 to 6 March 2026 in Canberra. The Chair of the ERSWG will present outcomes from the meeting including any recommendations made.
ERSWG 16 は 2026 年 3 月 3 日から 6 日にかけてキャンベラで開催された。

9.3. Seabird Priority Species and High-Risk Areas 優先度の高い海鳥種及び高リスク海域

Members are asked to decide on seabird priority species and high-risk areas based on the recommendations and advice from the ERSWG.[1]
メンバーは、ERSWG からの勧告及び助言を踏まえ、優先度の高い海鳥種及び高リスク海域について決定することが要請されている。

9.4. Review of the Multi-Year Seabird Strategy　海鳥に関する複数年戦略のレビュー

Members are asked to confirm resources to the review of the strategy which is due at the next meeting of the ERSWG.
メンバーは、次回の ERSWG 会合が期限となる海鳥戦略のレビューに向けたリソースを確認するよう要請されている。

[1] *See Attachment 4 of Report of the Sixteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group. 第 16 回生態学的関連種作業部会報告書別紙 4 を参照*

9.5. Review of CCSBT ERS Resolution　CCSBT ERS 決議のレビュー

The Secretariat will provide a paper to consider any updates to the list of ERS Measures contained in Annex 1 of CCSBT's ERS Resolution[2] to take account of possible decisions taken on ERS at the Annual Meetings of the IOTC, WCPFC, and ICCAT.
事務局は、IOTC、WCPFC 及びICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく CCSBT の ERS 決議別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための文書を提出する予定である。

ERSWG 16 recommended that Members to discuss the adoption of additional measures to address high-risk areas of seabird bycatch using the toolbox developed during ERSWG 16.[3]Members may wish to discuss how these additional measures should be reflected in the ERS Resolution.
ERSWG 16 は、メンバーに対し、ERSWG 16 が作成したツールボックスを用いて海鳥混獲にかかる高リスク海域に対処するための追加的措置の採択を検討するよう勧告した。メンバーは、こうした追加的措置をどのように ERS 決議に反映すべきかにかかる検討を求める可能性がある。

10. Relationship with Non-Members　非メンバーとの関係

As requested at CCSBT 32, the Secretariat has invited China, Fiji, the Philippines, Seychelles, Thailand and the USA to attend CC 21 and CCSBT 33 as observers. Members should nominate additional States that have or are likely to become important port or market States for SBT, together with background information supporting that nomination, and provide this information to the Executive Secretary at least six weeks in advance of the meeting. These nomination(s) will be incorporated into the Secretariat's paper for this agenda item. The EC may decide to invite other Non-Member States to attend the meeting through an intersessional decision-making process in cases where such States are identified as catching SBT during the year.
CCSBT 32 での要請を受けて、事務局は中国、フィジー、フォリピン、セイシェル、タイ及び米国に対し、CC 21 及びCCSBT 33 にオブザーバーとして参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

[2] Resolution to Align CCSBT's Ecologically Related Species measures with those of other tuna RFMOs. CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議
3 See paragraph 64 of Report of the Sixteenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group. 第 16 回生態学的関連種作業部会報告書パラグラフ 64 を参照

11. Activities with Other Organisations　他の機関との活動

11.1. Secretariat's Report from Intersessional Engagements with other RFMOs
他の RFMO との休会期間中の協議に関する事務局からの報告

The Executive Secretary will report on intersessional meetings and engagements with other tuna RFMO Secretariats.
事務局長が、他のまぐろ類 RFMO との休会期間中の会合及び協議の結果について報告する予定である。

11.2. Agreement under the United Nations (UN) Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction (BBNJ)
海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ）

In 2024, CCSBT 31 agreed to include BBNJ as a standing agenda item at future EC meetings. In addition, Australia offered to report annually to CCSBT on BBNJ.
2024 年の EC 31 は、将来の EC 会合の常設議題項目に BBNJ を含めることに合意した。さらに、オーストラリアは、CCSBT に対して BBNJ について毎年報告することを申し出た。

12. Confidentiality of Data and Documents　データ及び文書の機密性

12.1. Confidentiality of reports and documents from 2026　2026 年の報告書及び文書の機密性

This agenda item is to determine whether the reports of meetings and any documents produced for meetings related to CCSBT 33 should be restricted from public release[4].
この議題項目は、CCSBT 31 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである。

13. Meetings for 2027　2027 年の会合

Circular #2026/42 advised Members of the following dates for the main meetings to be held during 2027:
回章 #2026/042 において、2027 年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- *Extended Scientific Committee (ESC): 30 August to 3 September 2027;*
 拡大科学委員会（ESC）：2027 年 8 月 30 日 – 9 月 3 日
- *Compliance Committee (CC): 30 September to 2 October 2027; and*
 遵守委員会（CC）：2027 年 9 月 30 日 – 10 月 2 日
- *Extended Commission (EC): 4 – 7 October 2027.*
 拡大委員会（EC）：2027 年 10 月 4 - 7 日

In addition, the EC needs to:
さらに、EC は以下を行う必要がある。

[4] *Reports of meetings related to CCSBT 33 become publicly available after CCSBT 33 unless the Extended Commission agrees to restrict the availability of a report. Similarly, documents submitted to such meetings become publicly available after CCSBT 33 unless the document contains previously restricted information, or unless the author of the document (or Member if the author is a representative of a Member) makes a request to restrict its release.　拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 33 に関連する会合の報告書は CCSBT 33 会合閉会後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 33 会合閉会後に公表される。*

- *Determine the timing and a venue for the 2027 meeting of ERSTech;*
 2027 年の ERS 技術会合の開催時期及び会場の決定
- *Decide whether to hold an Informal Compliance Technical Working Group (TCWG) Meeting immediately before the Compliance Committee meeting (i.e. on 29/09/2027).*
 遵守委員会会合の直前（すなわち 2029 年 9 月 29 日）に非公式遵守専門作業部会（TCWG）を開催するかどうかの決定

Furthermore, the EC also needs to confirm the timing of the 17th Meeting of the Operating Model and Management Procedure Technical Group meeting.
さらに EC は、第 17 回オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合の開催時期についても確認する必要がある。

14. Election of the Chair and Vice-Chair for the Extended Commission of the Thirty-Fourth Annual Meeting of the CCSBT　第 34 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24 revised Rule 4(1) of the CCSBT's Rules of Procedure to allow for the elected Chair and Vice-Chair to be re-elected for an additional three one-year periods. This enables the Chair and Vice-Chair to be in office for a maximum of four years. Members are invited to nominate a person to be the Chair and/or Vice-Chair of the Extended Commission. The elected Chair and Vice-Chair will commence their duties immediately after CCSBT 33. If a Chair and Vice-Chair are not elected, the past practice of the hosting Member providing the Chair will continue for CCSBT 34.
CCSBT 24 は、選出された議長及び副議長がさらに 3 年の期間において再選出されることを可能とする形で CCSBT 手続規則の規則 4 (1) を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で 4 年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 33 の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 34 に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

15. Other Business　その他の事項

16. Close of Meeting　閉会
 16.1. Adoption of report　報告書の採択
 16.2. Close of meeting　閉会